

指定解除台帳

整理番号	条31-10	指定番号	管-158	所在地	名古屋市守山区大字中志段味字蟹原126番の一部、 127番17の一部及び127番32の一部
解除された年月日	令和5年2月15日				
解除された事由	土壌汚染の掘削除去				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とします。

措置管理区域台帳

名古屋市

整理番号	条 31-10	指定年月日・指定番号	令和元年6月26日 管 - 158	所在地	名古屋市守山区大字中志段味字蟹原126番の一部、127番17の一部及び127番32の一部		
調製・訂正年月日		令和元年10月9日（令和3年11月16日一部指定解除）					
措置管理区域の概況		更地			面積	当初指定時：約290㎡ 一部解除後：約59.7㎡	
地下水汚染の有無（土壌溶出量基準不適合の場合）				有・無			
土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染等調査又は自主調査の結果により指定された措置管理区域にあつては、その旨及び当該省略の理由							
措置管理区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類			適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	H31.2.19	砒素及びその化合物			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	土壌搬出	管理汚染土壌の処理方法
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。
2 「措置管理区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

措置管理区域内の土壌の汚染状態

1 措置管理区域の所在地

名古屋市守山区大字中志段味字蟹原126番の一部、127番17の一部及び127番32の一部（詳細は4のとおり）

2 試料の採取を行った日

平成 29 年 12 月 7 日

3 掘削土調査結果

表のとおり

4 措置管理区域

図のとおり

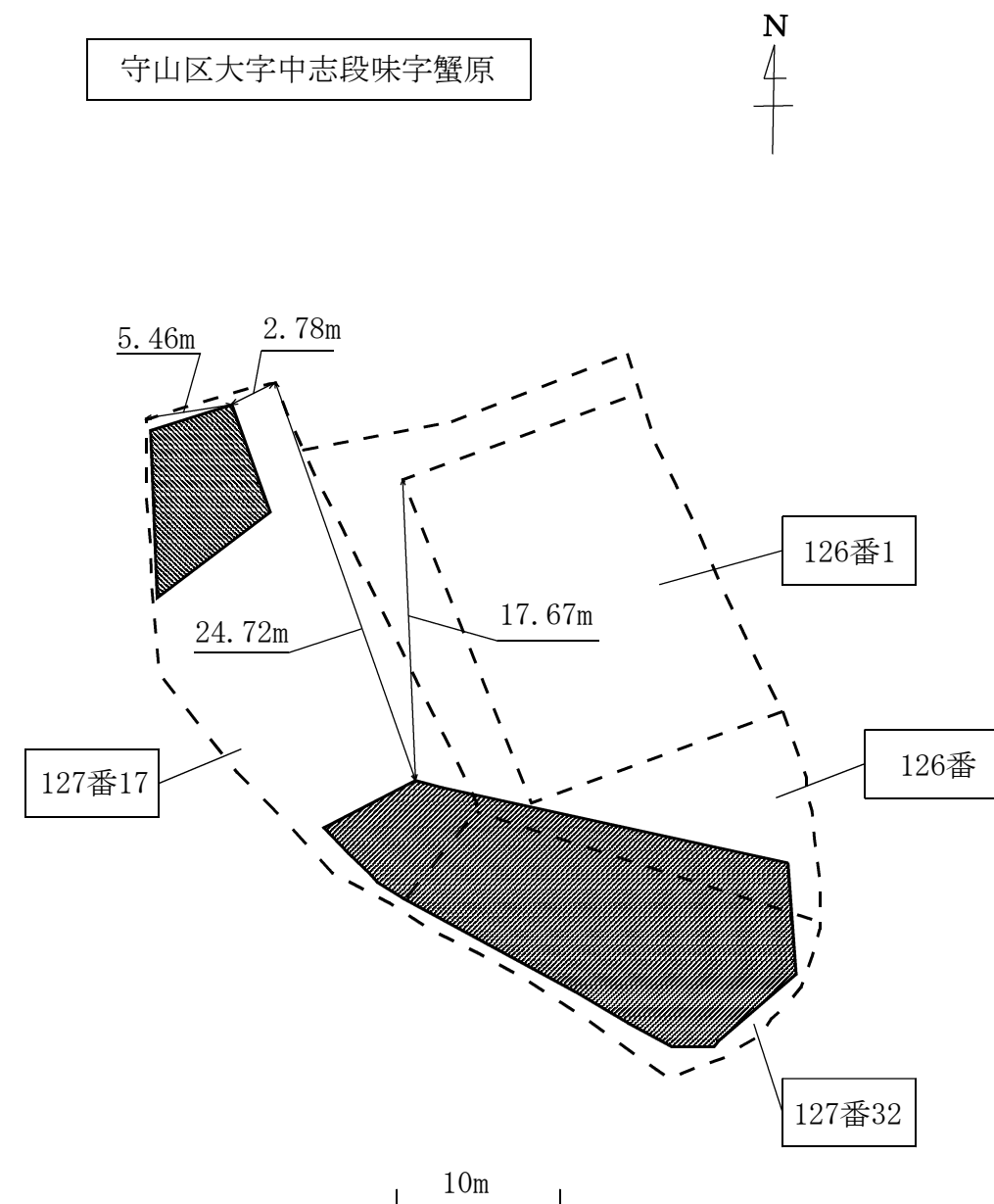
なお、掘削土調査については、当該区域における工事発生残土から採取した試料について調査した。

表 掘削土調査

測定項目		掘削土	基準
土 壌 溶 出 量 (m g / L)	四塩化炭素	0.0002未満	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	0.04以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002未満	0.002以下
	ジクロロメタン	0.002未満	0.02以下
	テトラクロロエチレン	0.0005未満	0.01以下
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006未満	0.006以下
	トリクロロエチレン	0.002未満	0.03以下
	ベンゼン	0.001未満	0.01以下
	クロロエチレン	0.002未満	0.002以下
	カドミウム及びその化合物	0.001未満	0.01以下
	六価クロム化合物	0.01未満	0.05以下
	シアン化合物	検出されず (0.1未満)	検出されないこと
	水銀及びその化合物	0.0005未満	0.0005以下
	セレン及びその化合物	0.002未満	0.01以下
	鉛及びその化合物	0.008	0.01以下
	砒素及びその化合物	0.014	0.01以下
	ふっ素及びその化合物	0.37	0.8以下
	ほう素及びその化合物	0.02未満	1以下
	シマジン	0.0003未満	0.003以下
	チオベンカルブ	0.002未満	0.02以下
	チウラム	0.0006未満	0.006以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されず (0.0005未満)	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されず (0.1未満)	検出されないこと
土 壌 含 有 量 (m g / k g)	カドミウム及びその化合物	5未満	150以下
	六価クロム化合物	2未満	250以下
	シアン化合物	1未満	50以下
	水銀及びその化合物	0.05未満	15以下
	セレン及びその化合物	0.5未満	150以下
	鉛及びその化合物	44	150以下
	砒素及びその化合物	5.9	150以下
	ふっ素及びその化合物	13	4000以下
	ほう素及びその化合物	5未満	4000以下

※網掛けは基準不適合を示す。

図 措置管理区域



凡例

▢ : 調査対象地（掘削土壌調査範囲）

--- : 筆の境界

▨ : 措置管理区域（砒素^ひ及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

▨ : 措置管理区域の指定を解除した区域（砒素^ひ及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））